

広 情 審 第 33 号  
平成 23 年 12 月 9 日

広島市長 松 井 一 實 様

広島市情報公開審査会  
会長 大久保 隆 志

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 22 年 11 月 1 日付け広国平第 143 号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第 49 号関係）

別添（諮問第49号関係）

# 答 申 書

平成22年11月1日付け広国平第143号で諮問のあった事案（諮問第49号で受理）について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

「過去5年間の『平和問題懇話会』（広島、東京分）に関する文書（日程、参加者、議題、会議での配布資料、議事録（ない場合は議論の中身や出席者の意見の概要が記されたもの）、出席者の選定経緯や理由を示す文書、かかった経費の内訳）」の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が次の「議事録等」（以下「本件対象公文書」という。）について部分開示した決定は、妥当です。

[本件対象公文書]

- ① 平和問題懇話会要約 平成17年 東京
- ② 平和問題懇話会議事録 平成17年 東京
- ③ 平和問題懇話会要約 平成18年 東京
- ④ 平和問題懇話会（東京会議） 平成19年 東京
- ⑤ 平和問題懇話会（広島会議） 平成19年 広島
- ⑥ 平和問題懇話会（東京会議） 平成20年 東京
- ⑦ 平和問題懇話会（広島会議） 平成20年 広島
- ⑧ 平和問題懇話会（東京会議） 平成21年 東京
- ⑨ 平和問題懇話会（広島会議） 平成21年 広島
- ⑩ 平和問題懇話会（東京会議） 平成22年 東京
- ⑪ 平和問題懇話会（広島会議） 平成22年 広島

## 第2 異議申立ての趣旨

平成22年10月19日付け異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が同年8月16日付けで行った本件開示請求に対し、実施機関が同月30日付け広国平第118号で行った部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を取り消し、本件対象公文書で不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）のうち、広島

市長及び広島市職員（以下「市長等」という。）の発言内容を開示するよう求めているものです。

### 第3 申立人の主張の要旨

申立人の異議申立書での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 本件不開示部分のうち、市長等の発言内容については、財団法人広島平和文化センター（以下「平和文化センター」という。）が出席を依頼した他の出席者とは異なり、本件部分開示決定で不開示理由とされた広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1号及び同条第3号には該当しないと解するのが適当である。たしかに市長等の発言内容を公表することで、文脈上その前後の発言者の発言が明らかになることは考えられるが、こうした場合についてもその可能性が高い部分のみを非開示として、残りの部分は開示すべきである。

よって、少なくとも本件対象公文書中の市長等の発言部分のうち、その前後の発言内容が明らかになる可能性が高い部分以外については開示されるべきである。

- 2 なお、広島市の「平和宣言」の作成については、市民の関心が極めて高い事項にかかわらず、その具体的なプロセスや市民の意見の反映の程度などが不明で、事実上ブラックボックスとなっている。宣言作成に関わる唯一の公的な場である「平和問題懇話会」について、議事一切を非公開で行い、宣言公表後であっても議事内容を公開しないのは、説明責任の観点で極めて不十分であるとの批判は免れないものである。

### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 「平和問題懇話会」は、核兵器廃絶と世界平和の実現に向けた取組について、各界の有識者から幅広い意見を聞く場として、平和文化センターが開催している。本件対象公文書は、この「平和問題懇話会」の出席者の逐語的な発言内容又は発言内容の要約が記載されたものであり、平和文化センターが作成したものである。

実施機関では、「平和宣言」の作成に当たり、「平和問題懇話会」での議論を参考とするため、平和文化センターから本件対象公文書の提供を受け保存している。

- 2 「平和問題懇話会」は、少人数で非公開による開催を前提としていることから、審議では、具体的、個別的な意見・情報の交換、提案が自由かつ率直に行われ、省略された表現、比喩的な表現による発言、発言の訂正・撤回も自由に行われている。このような運営形態を採ることにより、豊かな発想による意見交換等が自由闊達に行われ、審議の充実化が図られている。

しかるに、本件対象公文書のうち発言内容に係る部分を公にすれば、「平和問題懇話

会」の出席者が利害関係者等から心理的圧迫や圧力を受け、自由かつ率直な意見交換等が阻害されること、出席者が必要以上に慎重な発言を行うよう自己規制することが予見され、「平和問題懇話会」の議論が沈滞することにより、結果として本市の「平和宣言」の作成に必要な情報を収集できなくなり、作成業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、市長の発言は、「平和問題懇話会」の出席者の意見を引き出す呼び水としての役割も果たしており、通常であれば外部には公にしない個人的見解などを述べている。

- 3 以上のことから、本件対象公文書のうち発言内容に係る部分については、条例第7条第1号の「個人に関する情報・・・であって、・・・特定の個人を識別することができるもの・・・」及び同条第3号の「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、不開示としたものである。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会としては、本件対象公文書を見分し、条例の規定に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

### 1 「平和問題懇話会」について

実施機関の説明によれば、「平和問題懇話会」は、平和文化センターが開催している非公開の意見交換の場であり、市長等と各界の有識者が自由闊達に核兵器廃絶と世界平和の実現に向けた取組などについての意見や提案等を行っているとのこと。このため、「平和問題懇話会」では、個人の思想や信条等に基づき豊かな発想による具体的、個別的な意見・情報の交換、提案が自由かつ率直に行われ、省略された表現、比喩的な表現による発言、発言の訂正・撤回も自由に行われているとのこと。

この「平和問題懇話会」の意見交換等の内容が有意義なことから、実施機関は、「平和宣言」の作成の際の参考とするため、平和文化センターから本件対象公文書の提供を受けているものです。

### 2 本件不開示部分の条例第7条第3号該当性について

上記のとおり、「平和問題懇話会」では、発言内容の非公開を前提として、個人の思想や信条等に基づき自由闊達な意見交換等が行われています。このため、実施機関が発言内容を公にすれば、実施機関は、今後、平和文化センターから「平和問題懇話会」の議事録の提供をされなくなるおそれがあります。また、仮に提供が継続されとしても、発言内容が公にされることが前提となるため、「平和問題懇話会」での意見交換等が自由闊達なものでおそれがあります。どちらにしても、「平和宣言」の作成業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第3号の「市の機関・・・

が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものと認められます。

### 3 本件不開示部分の条例第7条第1号該当性について

さらに、「平和問題懇話会」の出席者の氏名は既に明らかになっていることや出席者個人の思想や信条等に基づいた発言であることから、発言内容を公にした場合、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第1号本文の「個人に関する情報・・・であって、・・・特定の個人を識別することができるもの・・・」に該当することが認められます。

この点につき、申立人は、出席者のうち市長等の発言内容については、条例第7条第1号ただし書きエの「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当し、開示すべき旨主張しています。そこで、意見交換等における市長等の発言を精査すると、その中には、確かに、職務遂行の内容に係ると思われる部分もあることが認められ、この部分については、条例第7条第1号ただし書きエに該当すると考えられます。

### 4 市長等の発言内容の部分開示について

そこで、上記エに該当すると考えられる部分についてのみ開示すべきか否かを検討する必要があるところ、条例第8条第1項において、「開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定されています。

この観点から市長等の発言を見分すると、市長等の発言のうち、職務遂行の内容に係る部分については、いずれも他の出席者の発言と連綿と繋がっており、市長等の発言を公にすると、他の出席者の発言内容がうかがい知れること、また、個人の思想や信条等に基づく自由闊達な意見交換としての発言部分と一体不可分となっており、職務遂行の内容に係る部分だけを明確に区分することは困難であることが分かります。

したがって、市長等の発言のうち職務遂行の内容に係る部分について、不開示情報が記録されている部分を容易に区分することはできないと認められます。

### 5 本件部分開示決定の妥当性について

以上のことから、実施機関が、本件対象公文書の出席者の発言内容を不開示としたことは、結論において妥当であると判断するものです。

なお、実施機関の説明どおり、忌憚のない意見交換を行うという「平和問題懇話会」の趣旨から、当該会議を非公開とすることは理解できます。一方、広島市における「平和宣言」の重要性や公開を原則とする情報公開制度の趣旨を考慮すると、「平和宣言」の

作成過程における情報の公開について、その公表・公開のあり方を含めて検討することが望まれることを付言しておきます。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

## **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別紙1のとおりです。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
22. 11. 1	広国平第143号の諮問を受理（諮問第49号で受理）
23. 7. 27 （第1回審査会）	審議（事案の概要説明）
23. 8. 23 （第2回審査会）	審議（実施機関の口頭意見陳述）
23. 10. 7 （第3回審査会）	審議
23. 11. 1 （第4回審査会）	審議
23. 12. 2 （第5回審査会）	審議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (会 長)	広島大学大学院法務研究科教授
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
近 藤 いずみ	弁護士
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
藤 元 康 之	中国新聞社呉支社長